公 告

下記のとおり賃借権の設定等をしたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定による利害関係人の意見聴取のため、縦覧に供します。

当該土地に係る利害関係人は、当該賃借権の設定等について、縦覧期間満了の日までに理事長あてに意見を提出することができます。

令和6年12月18日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 (岡山県農地中間管理機構) 理事長 森下 慎

記

(1)縦覧期間 令和6年12月18日(水)から令和6年12月24日(火)まで

(機構ホームページ掲載)

(2)提出方法 持参又は郵便等

(縦覧期間満了の日までに必着のこと。書留郵便、配達記録便その他これに準じる方法によるものに限る。)

(3)提出期間 縦覧の期間中(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4)提出先 〒703-8278 岡山市中区古京町一丁目7番36号 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

農地中間管理機構業務推進本部

※ 利害関係人とは、機構が賃借権の設定等を行う農用地等のある地区(大字、集落)において、借受け等を希望する者及び 当該地区の実情を熟知する者(集落の代表者等)のことをいいます。

整理番号		賃借権の設定	貸借			
	市町村	大字	字	地番	期間(年)	備 考
1	笠岡市	吉浜	井手池尻	2657-6	3	
2	笠岡市	吉浜	井手池尻	2655-1	3	
3	笠岡市	吉浜	井手池尻	2662-5	3	
4	井原市	大江町	外沼	3310-2	3	
5	井原市	大江町	内沼	3201-1	3	
6	真庭市	柴原	山根ケ市	712-1	10	
7	真庭市	柴原	津井地	740-1	10	
8	真庭市	柴原	津井地	740-2	10	
9	真庭市	柴原	的場	550-1	10	
10	真庭市	上水田	上方新田	597	10	
11	真庭市	上水田	上方新田	598	10	
12	真庭市	上水田	上方新田	599	10	
13	真庭市	柴原	松ノ木	548-1	10	
14	真庭市	柴原	松ノ木	549-2	10	
15	真庭市	柴原	松ノ木	549-3	10	
16	真庭市	正吉	荒井	21	10	
17	真庭市	正吉	中ノ通リ	376	10	
18	真庭市	蒜山別所	前田	504-1	10	
19	真庭市	蒜山別所	前田	505-1	10	
20	真庭市	蒜山別所	前田	502	10	
21	真庭市	蒜山別所	前田	503-1	10	
22	真庭市	柴原	身方	233-1	10	

整理番号	賃借権の設定等を行う農用地等					
	市町村	大字	字	地番	_ 貸借 期間 (年)	備 考
23	真庭市	柴原	的場	556-1	10	
24	真庭市	柴原	的場	556-2	10	
25	真庭市	柴原	的場	556-3	10	
26	真庭市	柴原	的場	557-1	10	
27	真庭市	柴原	的場	557-2	10	
28	真庭市	柴原	的場	557-3	10	
29	真庭市	柴原	松ノ木	573	10	
30	真庭市	柴原	津井地	750	10	
31	真庭市	柴原	山根ケ市	710-1	10	
32	真庭市	柴原	身方	233-6	10	
33	真庭市	柴原	身方	233-7	10	
34	真庭市	柴原	大西	411	10	
35	真庭市	柴原	エモ九郎田	423-1	10	
36	真庭市	柴原	エモ九郎田	423-2	10	
37	真庭市	上市瀬	桧	484-2	10	
38	真庭市	上市瀬	桧	484-5	10	
39	真庭市	上市瀬	与右衛門屋敷	485-1	10	
40	真庭市	柴原	的場	555-1	10	
41	勝央町	黒坂	定長	840-1	3	
42	勝央町	黒坂	定長	847-1	3	
43	勝央町	黒坂	定長	848-1	3	
44	勝央町	黒坂	定長	848-2	3	
45	勝央町	黒坂	定長	848-3	3	
46	勝央町	美野	奥ウラ	1090-1	5	
47	勝央町	美野	奥ウラ	1090-2	5	
48	勝央町	下町川	後口平	1349	5	
49	勝央町	下町川	後口平	1370	5	
50	勝央町	下町川	先大谷	1382-3	5	
51	勝央町	下町川	先大谷	1382-4	5	
52	勝央町	下町川	先大谷	1382-5	5	
53	勝央町	下町川	先大谷	1382-6	5	
54	美咲町	藤田上	栗尾	1292-4	5	
55	美咲町	藤田上	栗尾	1292-5	5	
56	美咲町	連石	平井	1236-1	5	